

日本食養学会より通知のあった薬膳アドバイザーの呼称の使用不可について

皆様には大変ご心配をおかけしております

2019年12月3日の理事会にて下記の通り協会の方針を決定させていただきました。

もともと「薬膳アドバイザー」は当協会でも15年以上前から使用しているもので、現日本中医学院からも認定されてきたものですが、日本中医食養学会で商標登録をすでに取得され、半年以上が経過している故、当協会からも異議申し立てができないことになりました。

とても残念なことではございますが、全日本薬膳食医情報協会として改めてよい薬膳の学びができる情報をお伝えし、健康に貢献できる協会として邁進して参りますので、皆様のご理解、ご協力の程、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

※また、日本中医食養学会会長植松氏にも、2020年3月までの移行期間の許諾をいただいています。

下記をご確認ください

1) 薬膳アドバイザーの名称を変更

※第37回初級、第38回中級試験から名称変更とする。

※薬膳アドバイザー → 薬膳インストラクター初級へ変更（2019.12.3 理事会にて決定）

※薬膳インストラクターは薬膳インストラクター中級とする。

※テキスト、認定証への日本中医学院提携名を来春までに削除予定。

※薬膳インストラクター、または薬膳食医インストラクターの商標出願を年内にいたします。

決定後また改めてご連絡いたします。

※2020年4月より新しいテキストに変更予定です。

2) 使用のご注意

認定講座告知の際には薬膳アドバイザーの名称を以降使用しないようお願い申し上げます。

※SNS等でのアップの場合にご注意ください（テキストの写真などのupもお控えください）

それまでは各自テキストを配布の際には名称変更の旨おつたえください。

※2020年3月までの告知についても一文「**薬膳アドバイザー**」は「**薬膳インストラクター初級**」に**4月より変更になります**と明記願います。

3) 名称の変更につき、今までの認定者に対して有料で新認定書を発行(1000円)させていただきます。

(送料込み)

※認定証は現行のものでも有効です。内容の変更等はございませんので、その旨受講者様へのご通知をいただき、希望者のみ再発行させていただきます。

※過去にさかのぼり全取得者への通達はできかねる為、HP、SNS、会報紙、又は個別の対応とさせていただきます。

令和元年12月末日

全日本薬膳食医情報協会

理事長 谷口ももよ

